

第3回研究会

水田と生物多様性：ラムサール条約COP11 (ルーマニア・ブカレスト) における展開

—ローカルの活動をグローバル発信することの意義と課題—

ラムサールネットワークJAPAN・日本雁を保護する会
呉地 正行

開催趣旨

須川 今日講演会は、龍谷大学里山学研究センター（主催）の講演として琵琶湖ラムサール研究会の後援で呉地正行さん（ラムサールネットワークJAPAN、日本雁を保護する会）による水田と生物多様性のお話である。7月のこの直前にルーマニア・ブカレストであったラムサール条約COP11（第11回締約国会議）における展開を紹介して頂く。

ローカルな活動としては、彼は居住する宮城県で、長年にわたってガン類の渡来する水田と深い関係のある場所で湿地保全に携わる中で、ラムサール条約と出会い、条約の中でグローバルに発信を続けている方である。

里山学研究センターは第3期目で、名古屋の生物多様性条約COP10で採択されたSATOYAMA INITIATIVE等の枠組みを生かしてのグローバル発信を龍谷大のメンバーでも考えて行かないといけない段階なので、里山との関係も深い水田と生物多様性について話をし、貰おうと言う企画であり、ローカルな活動をグローバルに発信することについて考えたい。

講演の内容としては、最初になぜ水田、ガン類の生態か？と言うことから始め、次いでラムサール条約のCOP10が2008年韓国で開かれた時に、日韓両政府を両国のNGOがサポートして決議に至る話を第一部として、そこで一旦切って何か質問があれば出して貰って、第2部（後半）はそれ以降の展開と言う形で進めて行きたいと思う。

講演内容

呉地 私は日本雁を保護する会として、ガンの保護・保全の立ち位置から関わっていたが、最近ではガンの重要な採食地（餌場）でもある水田の保全にどっぷりと浸かっている、特にラムサールとCBD（生物多様性条約）の関わりが深くなっている。今まで欧米の人たちに水田の生物多様性のお話をしても、中々理解が得られなかったが、最近では水田の生物多様性に対して、特にEU関係の人たちが理解をしてくれる様になった。

今日お話するのは、前半では水田の生物多様性に注目した決議を、ラムサールそしてCBDの決議に盛り込もうという提案を日韓のNGOが政府に働き掛け、両国政府が動いて達成できた段階まで、後半では今年（2012年7月）の6日～14日までルーマニアのブカレストで開催さ

れていたラムサールCOP11での取り組みについて話したい。まず始めになぜ水田なのか？について話したい。

なぜ水田なのか？

水田にはマイナス面とプラス面の2つの顔がある。マイナス面から見ると、日本の場合は過去100年間で湿地環境が劇的に減ってしまった。6割以上の湿地が消失した。消えた湿地の多くは水田に変わったと言う経緯がある。古い時代に水田になった場所は、その当時は土木技術が低かったこともあり水はけが悪い田んぼ（湿田）が多く、生き物にとっては悪くなかったが、段々生産性・効率性を求め土木技術が高まる中で多くの水田が乾田化され水田自体の質が水のある環境（湿田）から水のない期間の多い環境（乾田）へと変わって来た。

一方で水田のプラスの面であるが、何千年も続いて来た持続可能な農地と言う面を持つ。これは他の農地にはない特徴である。アジアに起源を持ち、アジアを代表する農地と湿地の2つの機能を持っている。実際に農地として利用しながら湿地環境を回復・復元できる可能性も秘めている。ラムサール条約では水田は湿地の一つに分類されている。最近では水田の湿地機能を活かした成功事例として「ふゆみずたんぼ」等が東北中心に広がって来ている。

また水田は流域の環境を繋ぐ力を持っている。河川の流域には里山（龍谷大では「龍谷の森」があると思うが）・湖沼・干潟などの環境がある、これらは分断化されていることも多いが、上手く水田を使って流域の環境を繋ぐことにより、流域を一体化して保全・利用することができる。宮城県蕪栗沼周辺では、周辺水田の湿地機能を上手く生かした取り組みをして、そこからラムサールの水田決議のアイデアが生まれて来た。その取り組みについて少し話をしたい。

蕪栗沼周辺の水田

まず蕪栗沼は、ガン類の日本最大級の越冬地で「ふゆみずたんぼ」の取り組みが最初に始まった場所である。ここではラムサール条約を地域づくりに役立てる手法について時間をかけた議論を経て、ラムサール条約を活かした地域づくりを行って来た。

蕪栗沼周辺の湿地環境はどう変わったか？1914年にはその周辺に沢山の湖沼、湿地帯があった。蕪栗沼を含む宮城県の湿地面積は100年前には全国で3番目だったが、現在はその92%が消失した。消えた湿地の多くは水田になった。水田の場合は湿地としての機能を持つので、上手くその機能を生かして土地利用すれば、利用しながらかつての環境に近づけることができる。それらを意識した取り組みがこの地域では現在行われている。

一方、この地域でも水田の乾田化が進み、圃場整備の8割近くで、乾田化が行われている（平成12年度）。自然湿地はまず湿田となり、その後乾田（暗渠排水工事）さらに超乾田（畑にも使えるような極端な乾田化；特に冬の太平洋岸の水田はとても湿地とは言えない）となり、田面と水路が分断化されているのが現状だ。この環境の変化は湿地に依存する生き物に非常に大きな影響を与えてきた。特に湿田を住みかにする生き物であるトキ、コウノトリ、チュウサギのような鳥類や、身近な生き物ではカエル、メダカ等が姿を消したり、激減してしまった。そして一番絶滅危惧種の数が多いのが里山と言う状況を生み出してしまった。

その中で田んぼを農地として使いながら、田んぼの湿地としての機能を生かして管理することがまず1つのポイントになる（田んぼを生き物のすみかとしてこれらの力を生かした農地管

理をする)。この様な取り組みは日本の歴史を遡れば、かつてはいろいろな場所で行われていた。

これらの先人の知恵の中には沢山のヒントが隠されている。「温故知新」による古くて新しい取り組みや、ローテクでハイセンスなもの。これらの中には、「古い」ということは、価値がないということではなく、長持ちした証で、それは持続可能なものという意味が秘められている。単に「古い」から「古い物を現代にどのように生かすのか」という目で見ることから必要だ。蕪栗沼周辺の湿地はその多くが消失したが、現在でも沼とその周辺水田は最後に残された重要な湿地で、沢山の生き物の住みかとなり、周辺水田も含めてラムサール条約湿地に登録されている。多様な生き物がいて、特に国内最大のガン類の生息地である。環境の復元を図りながらそのノウハウを推進する場所でもある。

一方で蕪栗沼でも危機があった。蕪栗沼は、遊水地としての機能を担い、大雨が降れば沼と隣接した田んぼに水を入れて下流の洪水を防ぐ機能がある。そのために基本的に沼の環境には手をつけられないことになっていたが、土砂が堆積して段々浅くなって来たので沼を全面的に1メートル程掘削する計画が浮上した。これだと沼の中の自然環境が全て消失する。それを契機に蕪栗沼の自然を知った上で生物と治水の共生を図る運動が始まった。今まで保全に余り深く関わって来なかった反省も含めて、全ての利害関係者を集めた遊水地懇談会を県に申し入れ立ち上げた。関係者で議論し、合意できたものだけを具体化することを原則として議論を重ね、蕪栗沼遊水地環境管理基本計画を作り上げ、現在も生かされている。この計画は治水を切り口としたものだが、治水だけでなく環境に十分配慮したプランができあがった。

蕪栗沼における湿地保全への取り組み

沼の周りには水田地帯が広がり、特に農業者との共生が地域合意を得る上で重要で一番難しい課題だった。特にガンなどの水鳥は農業に被害を与えるので、農業の敵と思う農家が圧倒的に多い。その中で、農業との共生の道を見つける議論を、時間をかけて行ってきた。一つの沼には一つの未来しかないので、それを共有するためにシンポジウムで話し合いを重ね、まとめたものが蕪栗沼宣言(1996年)だ。蕪栗沼は水鳥にとって重要だが、沼に水鳥がいることが農業にとっても役立つことを確認し、これらが共生できる豊かな農業を目指そうという宣言に参加者一同で合意した。この段階では宣言に盛り込まれた内容のほとんどが具体化されていなかったが、現在までにその全てが具体化できた。ここでは多様な人々が関わっているが、これらの人々と協働するためには、未来の青写真(共通のビジョン)を共有した上で、取り組みを行っていくことがとても重要であることを、実践を通じて感じた。この中で蕪栗沼では色々な取り組みが行われてきたが、例えば沼に隣接していた白鳥(しらとり)地区では50haの水田を地域の合意を得て、永久に沼(湿地)に戻すことができた(97年)。

湿地として管理を続けることによって様々な生き物が蘇った。ハクチョウ、カモ、最終的にはガン達のねぐらになった。このことがその後の「ふゆみずたんぼ」のヒントになった。この地域では冬は田んぼを農地として使っていないので、冬になると渡ってくるガン・ハクチョウなどのために、冬の間だけ田んぼに水を張って環境を整えれば、そこがガン・ハクチョウなどの新たなねぐらとなり、水鳥たちが北へ帰った夏には田んぼとして使うことができた。「ふゆみずたんぼ」の取り組みは、まずは鳥の立場から始めた。なぜなら、特にガンについては一極集中の問題があるからだ。日本の湿地環境がどんどん劣化しているために、渡来するガン類の

8割以上が宮城県のこの地域に集中し、鳥の立場からは感染症などによる絶滅の可能性増加、農業の面からは農業被害の拡大などの問題がある。今までも分散化の取り組みはあったが、決定的な方法が見つからなかった。しかし、「ふゆみずたんぼ」の発想を得てから上手く行くのではないかと考えるようになった。どうやってガンたちを分散化させるか？ガンは、夜は沼で休み昼は周辺の水田に飛んでいき採食する。生活圏は大体ねぐらの沼から10km位で、それ以上遠くの田んぼを普通は利用しない。そこでねぐらの沼から10km内外の田んぼに水を張り、ガンがねぐらに使える田んぼを作れば、さらにそこを中心に10km範囲の水田が採食地となり、生息地が広がる。このネットワークを作って行けば宮城県北部だけに限られているガンの生息地を広げることができる。実際に始めてみると、水鳥には生息地が復元され非常に良いが、それ以上に水田農業により多くの恩恵をもたらした。モニタリング調査の結果、水鳥の生息地の復元と同時に農業の面でも大きなメリットがあった（詳しくは後述する）。その効果は冬だけでなく夏も継続していた。冬に水を張った田んぼは夏には稲を植える。稲を植えると「ふゆみずたんぼ」がどこにあるのか分からなくなるが、夏に南から渡ってくる夏鳥のサギ類が利用する水田を調べてみると、「ふゆみずたんぼ」の場所に集中していた（非「ふゆみずたんぼ」の4倍前後）。サギは田んぼで餌を食べている（ここではドジョウ、カエル、アメリカザリガニ等が主食）。夏の「ふゆみずたんぼ」でのドジョウ、イトミミズの密度を調べると慣行田んぼに比べ、5倍位密度が高かった。

これはどう言うことか？冬から水を張るとまずイトミミズが増え、それを餌にするドジョウが増え、ドジョウを食べるサギが増える、つまり生物量が増加する。このように冬だけでなく夏の田んぼの生物多様性をも高めた（もちろん農法としては有機栽培を行っている）。

「ふゆみずたんぼ」は3つの側面があることが分かった。

1. [水辺の生物] = 生息環境の回復

生物多様性の向上：微生物から水鳥まで（生物量が増える）、「ふゆみずたんぼ」のネットワークでガン類等の渡り経路の復元。

2. [農業] = 生きもの力を生かした新しい農法 = 「ふゆみずたんぼ農法」

抑草効果（イトミミズの糞のトロトロ層）、害虫抑制効果（カエル、クモ等の天敵生物の働き）、水鳥の糞による施肥効果、稲ワラの分解。これから目指そうとするIBM（生物多様性総合管理）のモデルとなりうる。

3. [農業と自然との共生をめざす取り組み]

生きもの力を借りることによる持続可能な農業、環境への負荷低減。

「ふゆみずたんぼ」は、農業と雁との対立から共生への新たな関係を築き、両方にとって恩恵をもたらす方法である。ガンは環境の変化に敏感な鳥のため全国から追いやられてしまった。このようなガンに選ばれた田んぼでとれたお米は安全で安心であることをガンが証明している。このような物語と共に販売すれば、付加価値のあるお米として高価で販売できるので、農家の考えも変わり流れも変わった。鳥がいることによって起きるマイナス（食害）を減らし（食害補償条例 1999年12月）、鳥がいることによって大きなプラスを生み出す（ふゆみずたんぼ 1998年～）方法を採用するようになった。啓発活動は、時間をかけ、シンポジウムや様々な活動を行ってきた。またそのための啓発用道具も作成使用してきた（パンフレット、農事暦、絵本、「ふゆみずたんぼ」の歌CD等）。皆で楽しく活動できるのもここでの取り組みの特徴と

なっている。

蕪栗沼の湿地保全にラムサール条約を生かす流れ

その中で、ラムサール条約を積極的に生かそうという流れが出てきた。ラムサールでは、人工湿地の一つに水田が分類されているので、ここを切り口にしてラムサール条約を地域に生かすための議論を時間を掛けて行って来た。湿地としての水田の能力に注目し、沼だけでなく、田んぼを積極的に取り込んだ初めてのラムサール条約湿地の登録を目指す方向で議論を進めてきた。このような流れが出来てきた背景には2002年第8回スペイン・バレンシアの会議で初めて農業についての決議VIII. 34：農業、湿地および水資源の管理（湿地の保全と持続可能な利用を可能にする農法と農業政策など）が出て来たことがあった。

http://www.biwa.ne.jp/~nio/ramsar/cop8/key_res_viii_34_j.htm

それまではラムサール条約に農業についての決議はなかった。これを蕪栗沼が水田を含むラムサール条約湿地になった場合を想定し検討を行なった。水田を含む条約湿地となると、まず環境省からは環境に配慮した農法の積極的支援を受けることができるだろう。農水省は、食料農業農村基本計画で、環境保全が特に強く要請される地域（ラムサール湿地）では環境負荷の大幅低減の取り組みの支援を謳っているので、環境直接支払い等の道が開けるだろう。国交省は、水田での水利用について、慣行農法より、「ふゆみずたんぼ」の方が好ましいと言っている。これらの検討を踏まえ、水田を広く含むラムサール条約湿地を目指そうという方向性が決まった。そして2005年のCOP9で蕪栗沼はその名称に水田が入った世界で初めての条約湿地「蕪栗沼・周辺水田」となった。この過程で、名前にコンセプトをきちっと入れることが非常に重要だと感じた。この様にして蕪栗沼・周辺水田は、地元関係者の合意に基づき、新しい考え方のラムサール条約湿地になった。地域合意を得る過程で、ラムサールは地域に恩恵を与えることを多くの地域の人々が思う様になった。そしてラムサールは環境を生かした地域農業の助けになると言う考えが広がり、水田の湿地機能を積極的に生かした地域づくりを後押ししてくれる様になった。これがラムサール・ブランド米などの価値の高い米に繋がり、農家にも経済的な恩恵を与えるようになった。

水田決議（2008年年韓国ラムサール条約COP10）への道

このような成果が上がる中で、次のラムサール会議COP10は2008年に韓国で開催されることが分かっていた。毎回地域を特徴付ける決議が出されるので2005年アフリカ・ウガンダでのCOP9の時に、次回韓国では、水田の生物多様性に注目した決議を出すことを確認するサイドイベントを日韓NGOで開催し、それが2008年韓国での水田決議に繋がった。これまでは、多くの農家が沼の近くの水田は鳥の害などを受けやすく、不利な水田と考えていたが、現在はそれらの水田が農業に恩恵をもたらすことが実証されて周辺農家の人達の意識も大分変わって来た。国内のラムサール条約湿地（今回また更に増え46ヶ所となった）の約1/3は周辺に水田環境があるが、条約湿地内に広く水田を含むのは、これまでは蕪栗沼・周辺水田だけだった（今度、円山川下流域及び周辺水田が登録された）。各々の条約湿地でラムサール条約を本当に生かすためには、周辺水田を含めることは重要で、地域にも良い影響を与える。湿地を保全する上でも水田はコアとなる自然湖沼の緩衝地帯（バッファ）になるので、そこも含めての健全な管理が今後の課題になっている。

世界のラムサール条約湿地は増えているが、その中で稲が育っている条約湿地（Inside Rice growing）を調べると、それなりの数がある（75ヶ所）。それらはアフリカ・アジア・中南米に集中し、水田のプロジェクトはアジア・アフリカ・中南米が手を繋ぐことが必要であることも分かってきた。

次にラムサールCOP10での水田決議がどの様にして出来て来たのか、またそれはどう言うものなのかについて話をしたい。これは日韓のNGOが叩き台を作って日韓政府に働きかけ、それを受けて日韓政府で素案を作って事務局へ提案し、色々紆余曲折はあったが採択された。この過程で日韓の政府と環境NGOが一緒になってメッセージを作り上げることができた。この中には具体的に私たちから提案したこともかなり含まれていて、例えばラムサール水田決議（X.31）の第10項には：「使用していない時期の水田を湛水することにより、渡り性水鳥等の動物に生息地を提供し…」とあるがこれはまさしく「ふゆみずたんぼ」のことであり、それが生き物にとって効果的だと言うことが決議の中に盛り込まれている。全体としてこれは画期的な決議である。まず一つは水田と言う特定の農地に注目した決議で、水田の湿地機能を生かした管理を行えば生物多様性が高まって持続可能な水田農業が実現できると言うことを示している。そしてアジアを代表する湿地である水田の生物多様性をアジアから世界に発信することができたことである。

もう一つは、これまでラムサールに参加することがなかった農水省がこれをきっかけに参加するようになった（今回ルーマニアの会議にも農水省は出席した）。始めはラムサールのラの字も知らなかった農水省が、COP10を契機に、以前より深く関わって来るようになった。環境省としては複雑だと思うが、水田決議はあつと言う間に農水省HPに掲載された。これは水田決議が農水省にかなり評価されたからで、良いことだと思う。

生物多様性条約にも水田決議を

ラムサールCOP10の2年後の2010年に、名古屋でCBD COP10が開かれることになっていたので、ラムサールの水田の生物多様性の決議X.31をCBD COP10につなげたいという思いがあり、それに向けての準備を行った。

ラムサール条約と生物多様性条約における水田との関わり

◆共通点；豊かな自然（生態系）をめざす。

◆相違点；

ラムサール条約；特定の湿地を対象（登録）（点）

生物多様性条約；地域にこだわらない（面）

湿地としての特性を活かした水田農業に、ラムサールの精神（「湿地の賢明な利用」）を生物多様性条約で面的拡大を図る方法を考える。

両者の結合；点から面への広がりをめざす（具体化するような取り組みをして来た）。

だがその前に、田んぼと言っても色々あって、特に生物多様性を高めた未来の田んぼの青写真を持っていないといけない（皆の思いが違っているとバラバラになってしまう）。1つの考えは東南アジアの伝統的な水田で、カンボジア、中国雲南などが挙げられる。これらの田んぼは、水辺との境がない移行帯の持続可能な土地利用したもので、水路と田んぼでご飯とおかずが取れ

る。日本でもかつては同じ様な田んぼの使い方をしていた。カンボジアやラオスでは、水田の魚の多様な利用；生魚と発酵食品、水田の水草も食用、販売、花として利用しているの、雑草と言う概念がなく、毒のある物以外は全て利用している。安全な農法でイネ栽培を行い、そこで取れた物は全て安全だという田んぼづくりをすれば、味はともかくそこで育った物はみな食材として利用できる（日本であればドジョウ、ナマズ、タニシ、セリ等）。ラオスでは家庭で消費される動物タンパク質（魚・両生類・昆虫）の3分の2が田んぼで獲れ、田んぼは、複合生産の場として重要な機能を果たしている。田んぼの生き物自体が生産物だと考えれば、生物多様性を高める＝田んぼの複合生産性を高めることになり、生物多様性を高めることが、複合生産性を高めることになる。問題はお米以外の生産物で、これをどのように地域資源として生かして行くかがこれからの課題となる。慣行栽培に比べ生物多様性に配慮した水田は、一般的には米の生産量が少ないが米以外のものを含めた複合生産性は慣行栽培を上回る。今後はこのことも考えることが必要だと思う。生物多様性を向上させることは環境問題、食料問題の解決にもなる。

これらを世界へ発信（CBD COP10・水田関連決議とサイドイベント）しようと、CBD COP10でも同じ様な決議を出して、ラムサールとCBDをつなぐ取り組みを実際に始めた。田んぼにはどのくらいの生き物がいるのか、桐谷圭治さんが委員長になって各分野の人が協力をして取りまとめをしたら、田んぼには5668種の生き物がいた。田んぼにはこれだけの生き物のポテンシャルがある。田んぼの生き物には3つの面がある。

1. 生き物の力を生かした持続可能な農業を支える農業資源になる。
2. 生き物は食べ物で地域循環型の利用が可能な食料資源にもなる。
3. 生き物で賑わう田んぼは、心を豊かにする生物資源になる。

これらの3点から生き物を評価して行く必要があると思う。

ラムサールCOP10から生物多様性条約（CBD）COP10へ向けた動き

NGOから環境・農水両省にラムサール水田決議を、CBD/COP10で活かす戦略を練る政府とNGOによる「水田決議円卓会議準備会議」を提案・設置した。

これまで22回の準備会を開催。4回目からは国交省も参加し（2012年7月現在）、以下の議論を行ってきた。

- 1) CBD/COP10での水田関連決議提案やサイドイベントに特化した議論
- 2) NGOの素案を基に、日本政府が決議案を起草し、CBD COP10で水田関連決議を提案する意思を固める。
- 3) 「水田決議」政府案を、2010年5月ケニア・ナイロビでのSBSTTA（科学技術助言補助機関）で提案し、合意を得た。

このようにサラッと書くと簡単そうであるが、山あり谷ありであった。この時にもポスターが目に見て分かりやすいので非常に役に立った。特にSBSTTA会議のような国際的な場では、目で見えて分かる物が非常に大切に役に立つと実感した。

以下がCBD COP10の決定事項で、X.34の最後18と19に水田の生物多様性関連が追加された。

CBDの農業の生物多様性決定（X.34）に追加された「水田決議」

18. 1) ラムサールCOP10の水田決議（X.31）を歓迎。

- 2) 農業の中でも特に水田が、生物多様性を高く保つ優良事例であることを認識。
 - 3) ラムサール水田決議X.31 (18項目) の完全実施を勧める。
19. 1) 農業生態系の重要性を認識する。
- 2) 国連食糧農業機構 (FAO) 等の国際機関と共同研究を行うこと。
 - 3) 少数民族や地域住民等の多様な主体の協力体制で調査研究を行う。
 - 4) 第11回締約国会議における考察を支援。

これで内容的にも、CBDとラムサールが水田の生物多様性の点で繋がり、共に生かすことができるようになり、非常に大きな成果があがった。CBD COP10の時には沢山のサイドイベント・フォーラム等を行って大変だったが、色々手応えがあった。農水省等とも余り壁がなく一緒に同じ方向を向いて話す機会が沢山あった。

全体から見るとこんなことが言える。この中の取り組みでは、日本のNGOが非常に活動していることが新聞記事で紹介された。CBD COP10の後はどうするのか短期・中期目標の計画を色々立てて活動しているが、具体的な物としては、愛知目標の20の項目のいくつかが「ふゆみずたんぼ」に関わる物と合致する。例えば目標3、目標7、目標8、目標15、目標18はそれに重なるので、愛知目標を意識して取り組みを始めている。3.11地震で一時止まって仕切り直しになったが、一段落したのもう一度進めて行こうと思っている。一応ここまでで3分の2位だが、ここで質疑に行きたいと思う。

前半の質疑応答

須川：このへんで頭の切り替えを。

質問1 (夏原)：ラムサールのCOP10とCBDのCOP10水田決議についてだが、日本と韓国以外のアジアの稲作国の反応はどうだったか？

呉地：ラムサールの本会議の前にバンコクで開催されたアジア地域会合で水田決議について提案し、アジア各国の合意が得られ、その上で本会議への提案に至った。アジア各国の水田決議の中身についての反応は良かった。ただ一方で無農業に関連する部分に対しては、農業に関連する企業に絡むところで反対の流れが無いわけではない。その辺りを注意深く見極めて行かなければいけないが、基本的には皆同じ様な方向を向いていると言う感じであった。

須川：中国の反応はもうひとつだったとか？たまたまその代表の反応かもしれないが？人によって違う？

呉地：人によって違う。中国もラムサールのCOP10の水田決議の時は非常にネガティブで、水田の生物多様性に関する決議を出して、それが良い物であっても中国では実行出来ない、と言っていた。国の経済力その他によって、良くて中々実行できないと言うこともあるので皆同じ足並みでと言うのは確かに難しいが、総意としては良い反応だった。

質問2 (丸山)：龍谷大学の丸山と申します。専門が全然違うのでラムサールのラの字も知らないのですが、ちょっと教えて頂きたいのは、まず一番目にラムサール条約は湿地の保全の条約だと言うことは知っているが、元々最初から水鳥保護と言う意識が最初からあったのか？

呉地：ラムサール条約の正式名は特に水鳥にとって国際的に重要な湿地の保全等が入口として最初から入っている。当初は水鳥にウエイトを置いた条約で、ラムサールに登録するための

基準が、昔は水鳥が2万羽以上、水鳥の地域個体群の1%以上、稀少な水鳥等、水鳥が中心だったのが湿地景観等に段々入口が広がって来た。現在は水鳥の要素が薄まっている。分かりやすい水鳥から段々と広げて行こうと言う流れである。

質3 (丸山)：なぜこんなことを聞いたかと言うと、実は今龍谷大学の中で瀬田キャンパスに元々ある築山と大学は呼んでいる小山を保全しようと運動を起こしているが、そこにトウカイコモウセンゴケと言う食虫植物がある、何でもない乾きやすい湿地に特に生えるらしい。ラムサールが問題にするような広大な湿地ではないが、何とか守りたいと思っている。それなりに貴重な湿地、と言うのがちょっと頭にあった。

もう一つ細かいことだが、前に豊岡に行った時に、記憶違いかも知れませんが伝統的にガンを初めとする水鳥が先程の話の中の農業との共生と言うところで田んぼに害を与えると聞くが、どの程度の害なのか。前に豊岡で聞いたときコウノトリは実際には昔から人々は害を与えている様に言うが、実害は大してないのではないとも言われる。水鳥の田んぼに対する害とは何か？

呉地：これは種類によって色々違う。例えばコウノトリ・サギ等の鳥の被害は田植え直後の田んぼに入り込んで小さい苗を踏み倒してしまう害が多い。それに対してガン・カモ・ハクチョウ等はその時期は日本にいないので秋に来て刈り取って干している稲や、刈り取り前に風などで倒れている稲を食べてしまう被害がある。管理がきちんと出来ていて稲が立っている場合は、そう言うことは起こっていないが、畦の近く等だとカモによる被害は今でもある。

宮城の方ではガンについては、確かに被害はあるが全体に直してみれば1~2%位。農業共済だと20~30%以上の被害が対象なのでそれには該当しない。被害として大したことは無いが、気持ちの問題として悶々とした思いが農家にはある。実質的な補償よりは農家にもちゃんと配慮していますよと言う効果（感情面）の方が大きい。

丸山：どうもありがとうございました。

●後半の話題

ラムサール条約COP11に向けて

IPM（総合的害虫管理）からIBM（総合的生物多様性管理）へ

須川 頭の整理をしたいという呉地様の要望ですのではやほやの話をつづけて聞きます。

呉地 後半はCOP11に向けてどういうことが行われてきたかという話をする。先ほど話したがまず田んぼの生き物を実際調べてみると生態系ピラミッドの頂点に立つような生き物が沢山いるよりは、ごく当たり前の生き物が大量にいて、それが複雑に繋がっているということをきちっと評価して行くことが必要である。中にはトキ・コウノトリの例もあるがそれはむしろ特殊である。

その中には、先程話をしたカエルのように沢山の害虫を食べるものがある。またクモが沢山いると殺虫剤を使わずに済む。害虫防除の考え方だが、害虫は一匹たりともいはいけないという発想になると殺虫剤の使用ということになるが、害虫がいても稲の生産に影響を与えないレベルであれば害虫ではなくなる。ゼロではなく稲の生産に影響を与えないレベル以下に管理をして行こうという考えが重要で、その成功事例もある。

虫の世界を考えれば、田んぼの生き物の中では昆虫類が一番多い。その中で害虫・益虫は実

はごく一部で、最も多いのは害虫でも益虫でもない「ただの虫」だが、こういうただの虫が沢山いる場所ではこれらの虫を餌にして益虫が沢山定着する。そうすると害虫が発生したときに益虫が害虫を食べ被害を防いでくれる。ただの虫は一見何の役にも立っていないようだが、ただの虫の多さは虫の世界の多様性の高さを示しており、それが田んぼの生き物の力を生かした管理を可能にする基盤となる。このような視点から田んぼの生物多様性の意義を再評価する必要がある。

この様な考えは桐谷圭治さんが以前から提案されていて、総合的生物多様性管理 (IBM: Integrated Biodiversity Management) と呼ばれている。今までは総合的害虫管理 (IPM: Integrated Pest Management) という発想が主流であった。IPMは害虫の密度(数)を栽培に影響のないレベル以下に抑えることに注目した管理技術で、害虫があるレベル以下に管理できれば、害虫を始め他の生物が絶滅しても構わないという考え方で、生物多様性の保全という視点が欠落している。それに対してIBMは、害虫をあるレベル以下に抑えながら、その一方で害虫も含めた種の絶滅を防ぎ、生物多様性の保全に配慮した管理を行なうものである(害虫もあるレベル以下になれば、害虫ではなくなり、ただの虫を含む生物と共存できる)。

多くはないが水田での水稲栽培法の中にIBMのいくつかのモデルがあり、生物の力を活かした持続可能な水田管理が可能となる。害虫が発生した場合でも、生物多様性の高い水田では、生き物の力を借りて、害虫を経済的被害許容水準以下に抑制し、同時に生き物を絶滅させない持続可能な水稲管理が可能になる。

ラムサール条約COP11の決議(XI.15)の中でも、IBMの概念が謳われているが、今後に向けた考え方である(#21: …the use of integrated management of biodiversity in rice paddies, …)。また、生き物を生かした農業を行うときには、1つは生き物が住みやすい水田の構造(環境)への配慮と、もう一つは生物多様性を生かした農法の2つを上手く繋ぐことが必要である。例えば宮城県の蕪栗沼周辺水田では、生物多様性を活かした「ふゆみずたんぼ」農法に基づく管理のしやすさに配慮した新しい視点の圃場整備の準備が行われており、そのような時にはこれらの2つの面の融合が必要になる。

COP11の農業に特化した決議原案 VS COP10の水田決議を展開する報告書作成

ラムサール条約COP10水田決議のX.31は、科学技術検討委員会(STRP: Scientific and Technical Review Panel)に対して、湿地の生物多様性の保存と湿地生態系サービスの提供を支えるような水田の役割に関する技術報告書をルーマニアCOP11会議に向けて準備することを求めている(15項のi)。しかしながら後述するように、STRPの農業委員にその役割が期待できないことが明らかになってきたので、日本からそれに代わる報告書を準備することになり、環境省から委託を受けその作成に取り組むことになった。

この報告書作成の資料収集のために、日本国環境省の支援で、3回の国際ワークショップが開催された。1回目は2010年8月滋賀県高島市で行われたシンポジウムで“アジアでの優れた実践例”で、私も参加したがとても有益なシンポジウムだった。1つとばして3回目は、2011年11月中国江蘇省無錫でのアジア湿地シンポジウムでのセッション5(「湿地と農業」：ラムサール水田決議X.31のフォローアップ)で、ここでも大きな成果が得られた。

ところが2011年3月にSTRP農業委員の企画によりシンガポールで行われた2回目の農業(殺虫剤)に特化したシンポジウムは、その内容が本来の趣旨である水田の生物多様性向上と

は異なり、それ以降当初の目的とは違う動きが出てきた。そのためにそれに対して対応しなければならなくなった。

8月末に決議案DR XI.15について議論するワークショップが韓国で開催されSTRPの農業委員から、決議草案が初めて示され、これをベースとした議論が行われた。8月末は、各締約国が条約事務局へ決議案のドラフトを提出する締め切りの時期に当たる。またその時に提案された決議案DR XI.15のタイトルは「水田と殺虫剤使用」だった。これは前回のラムサールCOP10で採択された水田決議X.31が示している、水田の生物多様性向上という原則に対して、10年か20年ほど時代逆行する上に、生物多様性の視点を欠き、X.31の精神を損なう恐れが高まって来た。そこで特にX.31に関わって来た関係者が危機感を持ち、この流れを改め、ラムサールCOP11で水田の生物多様性について発信を行うための準備も行って来た。

ラムサールCOP10・水田決議X.31では、STRPに対してCOP11に向けて、水田の生物多様性についての技術報告書を準備するよう求めていたが、STRP（の農業委員）からは十分な報告が提出される気配がないので、環境省からの依頼を受けて、ラムネットJが、日本からCOP11に向けての、「水田の生物多様性向上の優良事例報告」を準備することになった。多くの人の協力を頂き、まずは分厚い日本語版の事例集を、英語版作成のための資料集として作成した。

この中の最新の報告は2012年4月の末に韓国昌寧郡での韓・日自治体ネットワーク構築（ラムサールCOP10・水田決議X.31の履行と水田の生物多様性増進のためのシンポジウム）報告である。自治体を中心となり、NGOも加わった集まりで、日本からは、豊岡市、佐渡市、大崎市が参加した。最終日、日韓の自治体とNGOがネットワークを作り、一緒になって水田決議X.31を活かした地域づくりをしようという日韓共同宣言に出し、少なくとも今後5年間は活動を行うことが確認された。

公式サイドイベントが決議文案修正に影響

この会議後、大崎市は尚州（Sangju）市を訪問し交流を開始した。尚州市は韓国の中央に位置し、スローシティーにも認定されている。1400年代から利用され続けているゴンゴンジというため池があり、国家湿地にも認定されている。ため池と周辺地域も含めてラムサール登録を目指していて、大崎市と共通のテーマを持っているので、交流をすることになった。

COP11期間中の7月7日に、ラムサール・ネットワーク日本と韓国水田湿地ネットワークが共催し、日本国環境省と農水省、FAO、JICAの後援を得て、公式サイドイベント「湿地生態系としての水田の生物多様性向上」を開催した。内容は水田の生物多様性向上についての具体事例報告と、決議案XI.15の水田と殺虫剤使用の問題点に関してであった。方向として農薬・殺虫剤の決議は農薬の種類を減らそう、変えようなどの議論では出口がないのでそうではなく、私たちの考える出口は生物多様性を生かした管理を目指す考え（IBM）を明らかにすることであった。

70名余りが参加し、日韓以外に、ヨーロッパ、アフリカ、南米、中東からの参加者もあり、生物多様性の向上に配慮した農法が、持続可能な水田農業に不可欠であることを確認した。特にEUの関係者が参加してくれて殺虫剤決議は問題だから撤回をしようではないかということで色々こちらの取り組みに協力・支援を頂いた。またこのサイドイベントでラムネットJが環境省から委託されCOP11用に作成した、「日韓及びアジア諸国における水田生態系の生物多様性向上優良事例・COP11報告書」のお披露目も行い、報告書（pp. 687）のファイル入りCDを

参加者に配布した。

この報告書には、79のレポートが掲載されその内訳は、概論内容関係7、総合的な取り組み22、特定の分野が6、国際シンポジウムについて33、最後にその他として、「ふゆみずたんぼ」の歌のCDなども入っている。EU関係者からは高い評価を受け、最終日の決議文採択の時に、この報告書名が、決議文に盛り込まれる契機になった。

この報告書は、私たちの想いをアピールする上で非常に役立ったが、それに加えて水田と殺虫剤使用決議案DR XI.15を修正するという視点からも非常に効果的であった。タイトルが水田と農薬使用から、水田と害虫抑制へと変わり、このレポート名が引用された。ラムサールの決議に具体的な報告書の引用が入ることは、極めて希なことであるが、このことが具体化したのはEUの人たちが水田の生物多様性の取り組みについて非常に関心を持ち、評価し、提案してくれたからで、私たちにとっては予期せぬ嬉しい出来事であった。

本会議において、水田関連決議案（XI.15）が大幅に修正される

今回の最大の課題は、条約事務局STRP（科学技術検討委員会）が提案した、決議案DR XI.15「水田と殺虫剤使用」だった。当初案は生物多様性の視点を全く欠き、手続きにも問題が多く、COP10において日韓共同で提案し、採択された決議X.31（水田の生物多様性の向上）の理念を著しく損なう恐れがあるものだった。それに対して私たちはその取り下げや根本的な修正を求める活動やその支援をCOP11前から行ってきた。本会議ではまずSTRPから決議XI.15の趣旨説明があったが、提案した農業担当の委員はCOP11への参加が拒否され、その代わりに委員会副議長が説明を行うという異例の出来事もあった。その後、この決議案に対して日本政府を含め、15の国から大幅な修正を求める意見が出された。意見の多くは日本政府の考えと重なるもので、これとは別にEUは、独自のドラフトも提案した。これらの大幅な修正作業を経て、決議のタイトルも、「水田と殺虫剤使用」から「水田と害虫抑制」に変わり、内容も全面的に修正され、納得がいく「別の決議」に生まれ変わり、その中に私たちの報告書名が、XI.15の第11項に、「RECOGNIZING the contribution of the report released at Ramsar COP11 on Good Practices for Enhancing Biodiversity in Rice Paddy Ecosystem in Japan, Korea and Other Asian Countries;」と、盛り込まれるという予期せぬうれしい出来事もあった。

このように当初は多くの問題を孕んでいた決議案DR XI.15は、多くの人の努力により、そのタイトルも中身も全面的に修正され、生物多様性の視点も明記され、X.31の精神を踏襲する「別の」決議に生まれ変わった。最後には、私たちが歓迎できる決議となったが、当初の決議案には遺伝子組換えを受け入れる表現が見え隠れし、その背後に業界とのつながりを感じさせる危うい表現も沢山入っていた。これらについては、専門家の協力も得てNGOの国際ネットワーク（WWN）のステートメントなどでも問題点が指摘され、最終的には危うい表現は全て取り除くことができ、納得がゆく決議となった。

韓国語版「ふゆみずたんぼ」の歌

ルーマニアでのラムサールCOP11が終わった直後に、佐渡市で7月16日～18日生物多様性向上のための農業国際会議があり、その場でこの報告もしたが、その中で2012年10月にインドで開かれる生物多様性条約COP11への提言を発信することになり、その中に今回の成果も盛り込むことになった。

ラムサールCOP11については実は色々あるがまだ整理し切れていないので、今日は水田関連の決議の部分だけにして終わりたいが、先程話した報告書の中に「ふゆみずたんぼ」の歌が入っている。今迄は日本語版と英語版しかなかったが、韓国語版をつい最近作って頂いた。そこに見えているキム・ファンさんに訳詩をお願いして、歌をペ・チンジュさんに歌って頂いた。今ここに入っている歌を流す。この歌を歌っているのは、そこに座っている（笑）コラボレーション・ユニットMMM-Mama's Moment Musicalのペ・チンジュさんだ。（この後韓国語版CDの演奏）。拍手。

金 国際会議の報告書にこの歌が入ったんですね！

呉地 皆さんに配ったCDの中に入っていて関係者に皆届いており、決議引用された報告書の中の最後にひそかに歌が入り込み、世界進出をしました！（笑）

この歌は佐渡のICEBAの交流会でも日韓共に歌った。歌というのは文化を越えた交流の際に同じ思いを共有する道具として凄く良い。日本語→英語→韓国版とできたので次は中国語版かなあ！（笑）

もし関係者の方がいたらぜひ教えてください。韓国語版は皆さんに評判が良くて、今日は私も関係者のみなさんにお会いするのを楽しみにして来ました（笑）。ということで私の話はここまでです。

●後半の質疑応答

質1（丸山）：韓国では伝統的な「ふゆみずたんぼ」はないのか？ 冬は水抜きをしてカラカラだった？

呉地：聞いた範囲ではそういう物はない。日本は江戸時代会津農書に「田冬水」（たふゆみず）という言葉があって、土地を肥沃にするために冬の田んぼに水を張る農法が当時とられていた。今やろうとしている「ふゆみずたんぼ」は、土地を肥沃にすることと、生き物の住みか創出する二つの面で考えている。韓国では歴史的にそのような取り組みには出会ってはいない。ただ、昔の田んぼは水はけが悪いから特に水を張らなくても自然に水が溜まってしまう。そういう場所は結果的に水辺の生き物には住みやすい場所になっていた。ところが今は乾田化工事が進み、水はけが良すぎて生き物は住めない。冬になると日本海岸の雪の多い場所はまだ良いが、太平洋岸の冬に乾燥する場所は砂煙が立つほど乾燥し、とても生き物は住めない。そういうバランスを取り戻す意味でも水を張ることを積極的にやる必要がある。それらを作るとあつと言う間に水鳥が来るので、水辺環境に飢えているのだと思う。かつてはそのようなことをしなくても良かったが、現在の日本では必要だ。

質2（夏原）：中国の棚田地帯では水を抜くと田んぼが割れるから水をずっと入れたままにしているそうだが。

呉地：雲南省の棚田は一年中水を張っている。水を抜くと亀裂が入るからで、刈り取りの時期も水を張っている。水が冬あるのは凄く珍しい訳ではない、特に棚田ではそういう農法が続けてきた。新潟でも上越の山間部に近いところでは冬も水を張っている。天水依存で水の少ない場所では水を確保するために冬に田んぼに水を張る農法を行っている。

質3（鈴木）：先程の農薬使用の件、中身が良く分からなかったのですが、関係者間での原則

の立て方の問題なのか、それともこれだけ大きくなって来るとすると、本当の意味の農業会社での対立が出てきたと言うことなのか？

呉地：先ほどは細かな話をしなかったが2つ問題がある、1つは手続きの問題で、例えば決議を出すためのルール破りの問題がある。締約国が決議案を出すときは8月末までに事務局に出さなければいけない。決議提案は締約国が出すものと、事務局の中のSTRP（科学技術検討委員会）が出す2つのパターンがある。今度の水田と殺虫剤使用の決議案（当初案）は事務局のSTRP農業担当者が出した。締約国には、8月末までに決議案提出を求めているのに、8月末に決議案のドラフティングのワークショップを韓国でやるから来てくれと言う話だった。そんな時期にやっても絶対間に合わないと言う話をしたら、STRPの農業委員は、「締約国は8月末までに出不さなければいけないが、事務局であるSTRPは各国から提出された決議案を審査する期間内に決議をまとめれば良いのでこれからでも十分間に合う」と発言し、決議提出のルールを無視したな形で作業が進められていた。

また決議のためのドラフティングのワークショップでは色々意見が出たが、それらの意見も決議案修正にきちんと反映されていなかった点も問題で、修正意見が反映されていない素案がいつの間にか公式web上に掲載されたこともあった。

それとは別に中身の問題もある。例えば文面上には具体的には書いていないが、誰も反対しない「農業を減らす」と言うことを表面に出し、中身は直接的ではないが、農業を使わないで済む、遺伝子組み換え品種の利用をちらつかせる内容が書いてあり、それらをどのように削除・修正するかという点が本会議を通じても最大の課題だった。日本政府は今回結構頑張った。最初の段階では、マイナスをいかに残さないようにするかを目標に参加したが、結果的には決議内容をプラスのものにすることができた。特にEUの関係者のサポートが得られたことが大きかった。アメリカはちょっと怪しく、言外に遺伝子組み換えを認めるような印象を受けた。一方、EUの考え方は非常に健全だった。ロビーイングの効果もあり、日本とほぼ同じ立場からの修正発言が多く、多くの国から出たので、当初の素案に比べると、全く別の良い決議に修正することができた。

ラムサールのホームページに現在は最終決議文が掲載されているので、最終の内容を確認して欲しい。結構大変だったが、まあ何とか今挙げた様なことは防げたと言う気がする。今までのラムサール条約会議では、業界が絡むような怪しげな決議はなかったが、このようなことが起きると今後その対策を考えなければいけない。ラムサールは脇の甘いところがあるような気がする。また同じ様なことが起きないように、今回の事例を教訓として生かしたいと思っている。

質4（鈴木）：ラムサールが水田まで踏み込む様な形で展開されていること自体に驚いたし、先程のお話にあったラムサールの点から、生物多様性の面にまで広げる形で展開して行こうと言う事例に感銘を受けながら聞いた。しかしそうすると農業の中になかなか踏み込む形になって来るのでそう言う形の対立はこれからどんどん増えるだろうし、片方は農業、片方はTPP等とも当然真っ向からぶつかる様な形になりそうだ。やっぱりそう言う物が避けられなくなって来るのかなあと思いながら聞いた。

質問ですが、片方ではTPPとかの問題は避けられないだろうが、もう一つは、結局それは現場では、ある種の農法と言うか農業の構造と言うか、そう言うところに反映されており、やっ

ぱり今の水田農業のあり方の中で農法の開発と言うことも挙げられたが、入れて行くと言うのは相当大変だと思う。お話の中ではかなりサラッと皆が納得してくれて比較的容易に入って言ったような形で聞いていたが、そんなことはおそらくなくて農業のやり方自体を相当変えますよね？有機ですし、無農薬に近い形でやらないと駄目でしょうし、それから農地管理が多分大変で、相当農家の方にとっては負担も増えるのかなと言う気もするし、そこにいた農業の人たちが例えば兼業とか言う形で沢山いると、現実にそう言うことを本当にやって行けるのかも心配になる。その辺でどの様な苦労があったかとか言うこともお話して頂けると有難い。

呉地：確かに農家の人でも色々いて専業農家は確かに数が減って一桁のパーセントで兼業が多いと言うのが現状である。もう一つは高齢化の問題があって産業としては中々厳しい。今は良いが平均年齢が65歳以上なので5年後できるかどうかと言う心配もある。例えば、今「ふゆみずたんぼ」の取り組みを一番面的に広くやっている蕪栗沼南地区の圃場整備の計画を話し合っているが、環境に配慮すると、どうしても一般的には普通の農業以上に労働が必要なので中々難しい、そう言った中でどうやって折り合いをつけて行くのかと言う話し合いをした結論から言うと、あまり手間を掛けずに、しかも環境に配慮した取り組みを行える仕組みを農地に組み込んで行くことを検討している。例えば水路にしても生き物に配慮した水路だと草が生えて来るのでその管理・草刈も辛い。そう言う場所では水路沿いに軽トラックや小型のユンボが入れる位のやや幅広の農道を作る（毎年行う必要はない。ある程度草が生えて来たら作業を行う）など、なるべく人間に負担を掛けないでできる等現場が受け入れることができる現実的な方法を取り入れる。プランが良くても現場レベルで出来ない物は絵に描いた餅になってしまう。知恵を絞らないと中々難しいが、発想を変えるとできる部分もあるので最初から出来ないと思えないことが、これから必要だと思う。

質5（鈴木）：農業の方が専門だが、今の話も初めて聞いた。水路の問題は物凄く大きくて3面コンクリート張りとかU字溝になっているが、管理等の大変さを考えると無くせとは言えない面があって環境との折り合いをどうつけていくのかと言うのは物凄く大変な問題だと思っているが、確かにそう言う方法も考えに入れば良いと思う。

呉地：用水路は水をきちっと流さなければいけないので難しいが、排水路は土水路にしておいて草が生えたら現場へ軽トラックと小型ユンボが入れる農道を確保するのがよい。コンクリートを使うと小型重機での排水路管理が困難になる。

質6（谷垣）：先程の話にも関連するが、無農薬にすると農家の手間が増える、時間が掛かるなどの部分に対して環境直接支払いで賄うと言った様な発想は進んでいるのか？無農薬にして、言うなれば生き物ブランド米として付加価値がついてその部分を市場において消費者が負担すると言う発想が一つあると思うが、そうではなく農家の手間が増えた部分について環境直接支払いという税金部分で多面的な機能を支えようとする様な取り組みはどうか？

呉地：例えば蕪栗沼周辺・大崎市での取り組みを立ち上げた時には、国の予算を背景にした市の環境直接支払い制度で、「ふゆみずたんぼ」農家を支援してきた。その後、「ふゆみずたんぼ」は農水の環境直接支払の対象となり、より多くの農家はその支援を受けられるようになり、現在は市の直接支払いは行われていない。一方でこれまで慣行栽培を行ってきて、今「ふゆみずたんぼ」を始めた人は、同じ水を張っていても環境に配慮した農法を続けてきた農家と

は中身がだいぶ違う。これらの人が生物多様性向上に本気で取り組んでいるのかそうでないかはよく分からない。これらの質の違う農家を同等と見て良いのだろうか？難しい問題だが、広く見ればそう言う取り組みが評価されて広がって来ているので、これらを見込んだ支援をこれから考えなければならない。市町村レベルでお金を出すのは厳しい、それだけでは中々十分ではない。今のところそれに対するきちっとした答えはまだないが、直前に佐渡で開催されたICEBA（生物多様性を育む農業国際会議）では、一つの未来に向かって一致して行動しようと言う機運や手応えを感じた。

質7（金）：質問ではないが、月曜日から水曜日まで呉地先生と一緒に佐渡にいた。ICEBAと言って生物多様性を育む農業国際会議（第1回は豊岡、2年後の今年佐渡で実施）に参加した。市長を始めとする行政の方、実際農業をしている農家の方たち、研究者に生協、いろんな人たちが今回は440名参加されて色々話し合った。先程から出ているそう言う問題について直接携わっている人たちの生の声も聞けたし、先ほどの水路もちょっと板を掛けるとか、草刈の草を少し残すとか、水路をちょっと一部だけ深くするとか、そう言う工夫をまとめた本を出したり、ちょっとしたことでみんなができるような方法でとてもいい議論になっている。

で、ここからが本題で、今回は韓国で予定されているので2年後ぜひ韓国にいらして下さい。その時の通訳は私をよろしくお願いします（笑）。以上です。

須川：どうもありがとうございました。一応時間は3時半なのでこら辺で切りたいと思います。

米の差別化、消費者はどちらの米を選ぶかと言う選択ができる訳ですが、最近電気の話があって、原発の電気と自然エネルギーの電気は、地域独占があって消費者は選べないという大問題が日本では指摘されている。少なくともお米については選ぶことができる。

ラムサールブランドの米と言うのは大きいと思う。これからヨーロッパの人とか今まであまりお米に接していない人が、米と言えばラムサールブランドの米だと言う形で自然と受け取られるかもしれない。国際環境条約の中でブランド化され、例えばEUの中に、米と言うのはそう言う米なのだと言った感じで、入っていく。私達は両方の米を知っているから色々こう議論している訳だが、その様な動きは凄いインパクトがあると思う。

質8（丸山）：ラムサールの今までの取り組みの中で農業とリンクしたのはこれが初めてか？

呉地：COP8の決議VIII.34：農業、湿地および水資源の管理 が農業に関する初めての決議で、これが原点になる。その後COP9で蕪栗沼・周辺水田が水田に注目した初めてのラムサール条約湿地となり、COP10で決議X.31: 湿地システムとしての水田の生物多様性の向上で大きな流れができ、今回のCOP11で決議XI.15: 水田と害虫抑制が採択された。

須川：佐渡のICEBAの呉地さんが座長をした分科会では金沢大の中村浩二さんも能登の里山マイスターについて発表した。今日の話にSATOYAMA INITIATIVEとも密接な関係がある話は何回か出てきた。こう言う国際的な枠組みの話はあまりこの龍谷大ではしていなかったと思うので、今後の参考になったのではないかなと思う。